

# 改正特定化学物質障害予防規則等（平成26年11月1日施行）に関する 特殊健康診断項目について

## 対象物質

ジメチル-2、2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）

「クロロホルムほか9物質」

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、  
1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチル  
ケトン

このリーフレットは、平成26年11月1日から施行された上記11物質に関する労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の改正について、改正された内容のうち特殊健康診断のみについて記載したものです。

◆このリーフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。  
特定化学物質障害予防規則→特化則      有機溶剤中毒予防規則→有機則

## ジメチル-2、2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）について

### （1）対象者

DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者

### （2）実施時期等

- ◆対象物の製造・取扱い業務（DDVP成形・加工・包装業務に限る）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又はこの業務への配置替えの際及びその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆過去にDDVP成形・加工・包装業務に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施
- ◆対象物が漏えいし、労働者が汚染された時は医師による診察又は処置を受けさせる。
- ◆健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- ◆健康診断の結果を労働者に通知
- ◆特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を所轄労働基準監督署長に提出

### （3）健康診断項目

- ① 業務の経歴の調査<sup>※</sup>
- ② 作業条件の簡易な調査<sup>※</sup>
- ③ DDVPによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（皮膚炎、縮腫、流涙等の急性症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ④ 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（皮膚炎、縮腫、流涙等の急性症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清コリンエステラーゼ活性値の測定<sup>※</sup>

#### 〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査<sup>※</sup>
- ② 血清コリンエステラーゼ活性値の測定<sup>※</sup>
- ③ 肝機能検査<sup>※</sup>
- ④ 白血球数及び白血球分画の検査
- ⑤ 神経学的検査<sup>※</sup>



※この業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

# クロロホルムほか9物質について

規制対象の範囲ごとの適用表

	A (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超)		B クロロホルムほか9物質の単一成分が1%以下で、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超のもの
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下 A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超 A2	
<b>特化</b> クロロホルムほか9物質の特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
<b>有機</b> 有機則を準用する特殊健康診断	×	○ (5年) (有機溶剤のみで5%超のものは有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要)	○ (5年) (有機溶剤のみで5%超のものはBから外れ、有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要)
緊急診断	○	○	○

( ) 内は健康診断の結果の保存期間

特別有機溶剤：クロロホルムほか9物質+1、2-ジクロロプロパン+エチルベンゼン

## 特化関係

### 1 クロロホルムほか9物質の単一成分の含有量が重量の1%を超えるものの、特化則第39条の特殊健康診断（ジクロロメタンを除く） (規制対象の範囲ごとの適用表のA、次の2に同じ)



#### (1) 対象者

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者

(クロロホルム等有機溶剤業務：屋内作業場等において行う有機溶剤業務)

#### (2) 実施時期等

- ◆ クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、又はその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる

#### (3) 健康診断項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の調査
- ④ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査
- ⑤ 尿中の蛋白の有無の検査
- ⑥ 次ページ別表※に掲げる項目

#### 〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）

※別表

クロロホルムほか9物質名	健康診断項目
クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、及びガンマーグルタミルトターランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査（以下、「肝機能検査」という。）
スチレン	尿中マンデル酸の量の検査
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	肝機能検査、尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査

## 2 ジクロロメタンの単一成分の含有量が重量の1%を超えるものの、特化則第39条の特殊健康診断

### (1) 対象者

ジクロロメタンの単一成分の含有量が1%を超えるものの有機溶剤業務に常時従事する労働者

### (2) 実施時期等

- ◆ 上記1-(2)の全項目
- ◆ **ジクロロメタン洗浄・払拭業務**（ジクロロメタンの単一成分の含有量が重量の1%を超えるものを用いて行う洗浄・払拭の業務）については、過去に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に特殊健康診断を実施

### (3) 健康診断項目

- ① 業務の経歴の調査\*
- ② 作業条件の簡易な調査\*
- ③ ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ④ 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、アルカリホスファターゼの量の検査

#### 〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査\*
- ② 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の検査\*

※常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

#### 二次健康診断項目とは

本リーフレットにおいては〔二次健康診断項目〕から上の健康診断項目で、当該健康診断項目の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で医師が必要と認めるものとして実施する二次の健康診断の健康診断項目

## 有機関係

### 特化則第 42 条の 2 で準用する有機則に定める特殊健康診断項目 (規制対象の範囲ごとの適用表の A2、B)



※A2の範囲については、有機溶剤のみで5%超のものは有機則の適用に基づく特殊健康診断が必要（下記の健康診断項目に加え、有機則第 29 条第 3 項の健康診断項目が必要となる等。）

#### (1) 対象者

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者

#### (2) 実施時期等

- ◆ クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、又はその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）を所轄労働基準監督署長に提出

#### (3) 健康診断項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、有機則別表に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る）についての既往の検査結果並びに尿中の蛋白の有無の検査、別表（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く）及び貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）、神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査
- ③ 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

##### 【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）
- ⑤ 神経学的検査

#### 【健康診断実施上の留意点】

- ◆ 「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆ クロロホルムほか物質の特殊健康診断項目（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超に適用）と有機則に定める特殊健康診断項目（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合に適用）とを併せて行う場合には、**共通の項目については重ねて実施する必要はない。**
- ◆ 健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆ 健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

